

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース

2021/11/29号 (No. 442)

○ 法律・法規等

1. CNIPA「商標審査審理指南」を公布 2022年1月1日施行(中国知識産権资讯网 2021年11月24日)
2. 国家市場監督管理総局が「企業標準化促進弁法」を改正 意見募集(国家市場監督管理総局公式サイト 2021年11月24日)
3. SAMR、「企業の海外における独占禁止コンプライアンス指南」を公布(国家市場監督管理総局公式サイト 2021年11月19日)
4. 国家知識産権局、「知的財産権信用管理規定」で意見募集(国家知識産権網 2021年11月19日)

○ 中央政府の動き

1. 国務院、中小企業の競争力向上に対する支援をさらに強化(中国知識産権资讯网 2021年11月24日)
2. 国務院、ビジネス環境改善に向けて新たな施策 6都市で試行(中国政府網 2021年11月22日)
3. 国家反壟断局が正式に発足 独占禁止法を担当(中国打撃侵権工作網 2021年11月19日)
4. CNIPA 申長雨局長、欧州委員会農業・農村開発総局長とテレビ会談(国家知識産権網 2021年11月18日)

○ 地方政府の動き

【華南地域】

1. 広東知財保護センター、粵港澳大湾区実用新案価値分析レポートを発表(中国知識産権资讯网 2021年11月23日)

【華東地域】

2. 杭州市知財保護センターと杭州仲裁委員会が知財保護協力枠組み協定を締結(中国保護知識産権網 2021年11月19日)

【その他地域】

3. 河南省で知財業務総合受付窓口が運用開始 特許や商標の出願、登録など(中国政府網 2021年11月20日)

○ 司法関連の動き

1. 上海知識産権法院と合肥中級法院が協力覚書を締結(中国保護知識産権網 2021年11月22日)
2. 海賊版サイト「人人影視字幕組」の元運営者に実刑 懲役3年6ヶ月(中国打撃侵権工作網 2021年11月22日)
3. 最高人民法院賀榮副院長が BRICS 国際競争大会に出席 不正競争関連の司法強化を表明(中国法院網 2021年11月17日)
4. 北京知識産権法院の設立から7年、知財事件の既済件数が11万件以上(最高人民法院公式サイト 2021年11月12日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 国家市場監督管理総局、偽物食品などの一斉廃棄処分を全国で実施(中国打撃侵権工作網 2021年11月22日)

【その他地域】

2. 貴州省、1～9月の知財侵害・模倣品摘発活動で目覚ましい成果(中国打撃侵権工作網 2021年11月23日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 農業関連技術、中国の外国特許出願率が主要22カ国で最下位(中国保護知識産権網 2021年11月23日)

○ 統計関連

1. 「安徽の高価値特許の現状と分析」報告書が発表 総合実力は国内 8 位(中国保護知識産権網 2021 年 11 月 22 日)

○ その他知財関連

1. 中国と EU が植物新品種保護の意識向上に関するシンポジウムを開催(国家知識産権戦略網 2021 年 11 月 23 日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. CNIPA「商標審査審理指南」を公布 2022 年 1 月 1 日施行★★★

国家知識産権局 (CNIPA) がこのほど、「商標審査審理指南」(以下、「指南」)を公表し、2022 年 1 月 1 日より施行することを公示した。この施行に伴い現行の「商標審査及び審理標準」は廃止されるという。

「指南」は、「方式審査と事務手続き」と「商標審査編と審判編」の上下二巻に分けられる。上巻の「方式審査と事務手続き」は 25 章からなり、方式審査の一般要件、商品と役務分類、商標テキスト検索要素の分類、グラフィック要素の分類、登録後の変更や更新、譲渡手続きの審査基準、更にマドプロ国際出願・異議手続きの審査基準及び商標費用、送達、公告などの事務手続きが含まれる。

下巻の「商標審査編と審判編」は 19 章からなり、商標審査・審判の一般原則、審理範囲と基本概念を規定し、「使用を目的としない悪意のある商標登録出願」や「中国馳名商標」などの特別事案の審査も含まれる。実体審査の基準が対応するそれぞれの法律条項の立法意図や説明が追加され、また、利用者が分かりやすいように参照用の指導的引例や図形も付け加えられている。

「指南」は知的財産出版社より発行され、2022 年 1 月に公開されるという。

(出典：中国知識産権资讯网 2021 年 11 月 24 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=131918

★★★2. 国家市場監督管理総局が「企業標準化促進弁法」を改正 意見募集★★★

国家市場監督管理総局 (SAMR) が改正「企業標準化促進弁法」の意見募集稿を作成し、一般向け意見募集を始めた。締切日は 12 月 23 日。意見提出の方法は以下の通り。

▽中華人民共和国司法部公式サイト (<http://www.moj.gov.cn>) と中国政府法制情報網

(<http://www.chinalaw.gov.cn>) にアクセスし、オンラインで提出。

▽国家市場監督管理総局公式サイト (<http://www.samr.gov.cn>) にアクセスし、オンラインで提出。

▽電子メール xueq@sac.gov.cn

▽書簡 宛先は北京市海淀区馬甸東路 9 号 国家市場監督管理総局・標準創新司 〒100088

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2021 年 11 月 24 日)

http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/bzcx/202111/t20211123_337184.html

★★★3. SAMR、「企業の海外における独占禁止コンプライアンス指南」を公布★★★

中国企業が海外独占禁止コンプライアンス管理制度を確立するよう指導し、独占禁止法のリスクを防止するために、国家市場監督管理総局 (SAMR) は 18 日、「企業の海外における独占禁止コンプライアンス指南」(以下、「指南」という)を公表した。

近年、中国企業は海外進出のペースを上げており、中国企業による海外 M&A などが明らかに増加している。これに伴い、企業の独占禁止コンプライアンスリスクが拡大している。

「指南」は、海外における独占禁止コンプライアンスについて、中国企業の参考となるよう作成された一般的な手引きであり、企業にいかなる権利、義務も設けていない。同「指南」は、▽全体的な要求、▽コンプライアンス管理制度、▽コンプライアンスリスクの重点、▽コンプライアンスリスク管理と予防などの側面から、世界の多くの司法管轄地域の独占禁止に関する規定及び企業の対応策をまとめた。海外において事業活動に従事する中国企業並びに中国域内において事業活動を行っているものの、中国域外市場に影響を及ぼす可能性がある中国企業を対象としている。

海外の独占禁止法違反に対する中国企業の理解を高めるために、「指南」は世界の複数の司法管轄区によくある独占行為とその判断方法をまとめて紹介した。同時に、中国企業が理解しやすくなるよう、用語もできるだけ中国の独占禁止法と一致するように調整した。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2021年11月19日)

http://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/202111/t20211119_337035.html

★★★4. 国家知識産権局、「知的財産権信用管理規定」で意見募集★★★

国家知識産権局（CNIPA）は、国務院「知的財産権強国建設綱要（2021～2035年）」と「『十四五』国家知的財産権保護と運用計画」の知的財産権分野における誠実信用システムの整備に関する方針に基づき、「国家知識産権局知的財産権信用管理規定（試行）」の意見募集稿を作成し、公表した。▽知的財産権分野における信用管理活動メカニズムの構築、整備の推進や、商標の先駆け登録と非正常な特許出願に対する信用監視管理の強化など、知的財産権保護の確実な強化と知的財産権関連活動の高品質な発展の促進を狙いとする内容が盛り込まれている。

同「管理規定」は現在、一般向け意見募集が行われている。締切日は11月25日。以下の方式で意見を提出することができる。

▽電子メール tixichu@cnipa.gov.cn

▽FAX 010-62083171

▽書簡 宛先は北京市海淀区西土城路6号国家知識産権局・知識産権保護司・保護体系建設処 〒100088（封筒の左下に「知的財産権信用管理規定」と明記）

(出典：国家知識産権網 2021年11月19日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/19/art_78_171526.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 国務院、中小企業の競争力向上に対する支援をさらに強化★★★

国務院の中小企業発展促進指導グループ弁公室がこのほど、「中小企業の競争力を高める若干の措置」を公布し、融資やイノベーションへの支援、知的財産権の創造・運用・保護・管理能力の向上、国内・海外市場への進出支援など11の側面から34の施策を打ち出している。

知的財産権関連では、▽「知的財産権質権設定情報プラットフォーム」を活用し、中小企業の無形資産による融資をサポートすること、▽コア技術や核心的な技術について、中小企業の特許出願を支援し、特許審査の質を高め、審査期間をさらに短縮すること、▽中小企業による知的財産権の転化と権利の実施を奨励し、モデル企業を育成すること、▽権利侵害行為を厳しく取り締まり、中小企業の権利行使、営業秘密の保護、海外展示会への出展などを支援すること、▽中小企業の商標管理やブランドのプロモーションをサポートすること——などが盛り込まれている。

(出典：中国知識産権资讯网 2021年11月24日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=131920

★★★2. 国務院、ビジネス環境改善に向けて新たな施策 6都市で試行★★★

国務院がこのほど、「ビジネス環境の革新試行業務の展開に関する意見」（以下、「意見」）を發布し、北京、上海、重慶、杭州、広州、深センの6つの都市でビジネス環境整備の革新策を試行することを明らかにした。

国務院弁公庁に設けられた政府職能転換弁公室の盧向東主任は、国務院新聞弁公室が開催した国務院政策定例ブリーフィングで、「意見」について説明した。盧氏によると、「意見」は様々な市場主体の意見や提案を幅広く聞き取り、検討を重ねた上で作成されたもので、10の側面から百余りの改革措置を打ち出している。試行される革新策は主に、▽地域間の分断と地方保護などの不合理な制限の打破、▽より開放・透明で、より規範的・効率的な市場主体参入・撤退メカニズムの健全化、▽越境貿易の利便化レベルの向上、▽外資と国際人材導入サービスの管理の最適化、▽独占禁止法、不正競争防止法関連の法執行の強化と改善、▽各種市場主体の知的財産権と合法的な権益の保護強化——といった内容が盛り込まれている。

(出典：中国政府網 2021年11月22日)

http://www.gov.cn/zhengce/2021-11/22/content_5652385.htm

★★★3. 国家反壟断局が正式に発足 独占禁止法を担当★★★

独占禁止法を担当する国家反壟断局（独占禁止局）が11月18日、国家市場監督管理総局（SAMR）のオフィスビルで正式に発足した。

市場経済が発展するにつれ、公平な競争がますます重要になっている。現在、中国の市場主体の総数はすでに1億5千万を突破し、独占禁止への取り組みの強化と資本の無秩序な拡大の防止は、高水準の市場システム構築、質の高い発展推進、共同富裕の促進、高水準の対外開放の実現に対して、重要な意義を持つと見られている。

中国の独占禁止法の執行機関として、2018年の国務院機構改革までは、商務部、国家発展改革委員会及び国家工商行政管理総局の3機関が認定されていた。機構改革後、三つの機関が担っていた独占禁止関連の職責は、新設された国家市場監督管理総局・反壟断局の下に統合された。今回、国家反壟断局は、国家市場監督管理総局から分離して独立する形で誕生し、独禁法関連業務をすべて管轄するという。

国家反壟断局の発足は、独占禁止に対する監視管理をさらに充実させ、市場における競争行為を着実に規範化させ、力強い国内市場の形成を促進し、公平で透明かつ予測可能な競争環境を作り出すことに役立つと見られる。

（出典：中国打撃侵権工作網 2021年11月19日）

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/bmdt/202111/361847.html>

★★★4. CNIPA 申長雨局長、欧州委員会農業・農村開発総局長とテレビ会談★★★

11月16日、中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長と欧州委員会農業・農村開発総局（AGRI）のウォルフガング・ブルトゥシャー（Wolfgang Burtscher）総局長がテレビ会談を行った。

申局長は今年3月に発効した「中国・欧州連合（EU）地理的表示（GI）協定」について、双方が知的財産権分野の協力事業を推進する上で獲得した重要な成果であると評価し、今後はGI関連の法律や政策、業務交流などの面において、実務レベルでの協力を強化することを望むと語った。

ブルトゥシャー総局長は、中国EU地理的表示協定の実施推進に関する中国の取り組みを賞賛し、さらに、GI関連の法律制度、管理の実務などについて中国側と経験を共有し、交流を強化していきたいと表明した。

双方は会談において、それぞれのGI関連活動の最新の動き、中国EU地理的表示協定の実施、今後の協力の方向性などをめぐって意見交換を行った。

（出典：国家知識産権網 2021年11月18日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/18/art_53_171493.html

○ 地方政府の動き

【華南地域】

★★★1. 広東知財保護センター、粵港澳大湾区実用新案価値分析レポートを発表★★★

中国（広東）知的財産権保護センターがこのほど記者会見を開催し、「粵港澳大湾区（グレーターベイエリア）実用新案価値分析評価レポート」を発表した。

同報告書によると、粵港澳グレーターベイエリアの内陸部9都市による2019年の実用新案登録件数は25万1047件で、評価額は約609億人民元（1元は約18円）に上り、広東省GDPの0.56%を占めている。業界別に見れば、評価額の上位3業界はそれぞれ汎用設備製造業、電気機械・機材製造業、コンピュータ・通信及びその他電子設備製造業である。資源配分の最適化に伴い、市場主体のイノベーション能力が絶えず向上し、ハイテク産業は知的財産権の数も質もその他の業界を明らかに上回るようになり、産業のグレードアップで初歩的な成果が上がっていることが伺えるという。

（出典：中国知識産権资讯网 2021年11月23日）

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=131888

【華東地域】

★★★2. 杭州市知財保護センターと杭州仲裁委員会が知財保護協力枠組み協定を締結★★★

浙江省杭州市知的財産権保護センターと杭州仲裁委員会が先日、知的財産権紛争の多角的な解決手段を議論するフォーラムを共催し、会場で「知的財産権保護協力枠組み協定」を締結した。

双方は、知的財産権紛争の多角的な解決メカニズムの整備を推進し、それぞれの強みや特長を活かして、調停と仲裁の引き継ぎ、実務協力、普及啓発、研修訓練などの分野で協力を行うことで合意した。

杭州市知的財産権保護センターの責任者は、同協定の締結は杭州市の知的財産権紛争解決手段の多角化を促進し、知的財産権の保護強化により知的財産権の創造、発展を後押しすることが狙いであると説明している。同保護センターは今後、知的財産権の権利保護システムと協同保護メカニズムの整備にいっそう力を入れる方針であるという。

(出典：中国保護知識産権網 2021年11月19日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/zj/202111/1966357.html>

【その他地域】

★★★3. 河南省で知財業務総合受付窓口が運用開始 特許や商標の出願、登録など★★★

11月19日、国家知識産権局が河南省に設立した業務受付窓口が正式に運用開始された。専利（特許、実用新案、意匠）や商標関連の手続きを一つの窓口で扱うことにより、河南省のユーザーが知的財産権の出願、登録、譲渡、担保などの手続きを現地で行うことができるようになり、コストの節約と効率の向上につながると期待されている。

国家知識産権局が設立したこのような総合受付窓口は全国で27カ所となっている。河南省の知財業務受付窓口の前身は国家知識産権局・専利局鄭州代弁処で、新しい窓口はこれまでの専利関連業務を引き継ぐ上で、商標関連業務を含むよう業務範囲を拡大し、専利の予備審査、権利確認、権利保護、商標出願の受付などの「ワンストップ受理」を実現した。

(出典：中国政府網 2021年11月20日)

http://www.gov.cn/xinwen/2021-11/20/content_5652158.htm

○ 司法関連の動き

★★★1. 上海知識産権法院と合肥中級法院が協力覚書を締結★★★

長江デルタ地域におけるイノベーションと知的財産権の一体化された司法保護の水準向上を狙い、上海知識産権法院と合肥市中級人民法院が11月19日午後、「知的財産権司法保護協力覚書」を締結した。

覚書締結により、双方は多角的な紛争解決協力メカニズムや司法手続きの相互支援メカニズム、技術認定協力メカニズム、法律適用統一化の協力メカニズム、裁判改革交流メカニズム、情報リソース共有メカニズム、知的財産権普及啓発協力メカニズム、人材育成交流メカニズムの8つの面から具体的な施策を打ち出し、知的財産権の司法保護に関する全面的な協力体制を確立した。

長江デルタ地域の一体化発展戦略や司法活動の一体化を推進するための重要な施策として、上海と安徽の司法保護協力における新たな一里塚となり、両地域の知的財産権をめぐる司法保護活動の共同発展に繋げることが期待されている。

(出典：中国保護知識産権網 2021年11月22日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfgy/202111/1966411.html>

★★★2. 海賊版サイト「人人影視字幕組」の元運営者に実刑 懲役3年6ヶ月★★★

日本や米国などの映画、ドラマ、アニメ作品に中国語の字幕をつけてネットで無断公開したとして、著作権法違反などの罪に問われた海賊版サイト「人人影視字幕組」の運営者の梁に上海市第三中級人民法院は11月22日、懲役3年6ヶ月、罰金150万人民币元（約2700万円）、違法所得及び犯罪に使用された本人の財産などを没収するとの判決を言い渡した。

裁判所の審理によると、運営者らは海外のサイトなどから無断で映像作品を入手し、技術者と翻訳スタッフを雇い、中国語字幕を付けてから違法にサイトやアプリにアップしていた。会社設立の2018年から事件発覚まで、3万2824点のコンテンツをアップし、683万人以上が会員登録し、会費や広告収入などによる不法所得は1200万円（約2億1615万円）に上るといふ。

判決の中で、上海市第三中級人民法院は「営利目的で、著作権者の許諾を得ずに他人の作品を複製、発信することは、著作権侵害罪にあたる」と指摘したうえ、「被告は逮捕されてから、自分の犯罪をありのままに供述したため、刑を軽くすることができる。また、被告は自ら罪と処罰を認め、罰金の一部を前納したため、寛大に処罰することができる」として、懲役3年6ヶ月の実刑と罰金150万人民币元（約2700万円）、それに違法所得及び犯罪に使用された本人の財産の没収を言い渡した。

(出典：中国打撃侵權工作網 2021年11月22日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dxal/bq/202111/362071.html>

★★★3. 最高法院賀榮副院長が BRICS 国際競争大会に出席 不正競争関連の司法強化を表明★★★

11月16日午前、第7回BRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ）国際競争大会が四川省・成都市で開幕した。中国最高人民法院の賀栄副院長が出席し、開会の挨拶を行った。

賀氏は、国際ルールの正確な適用など、国内外企業に公平な競争環境を作るために中国の裁判所が講じた一連の政策とその成果を紹介した。2013年以降、各裁判所は852件の独占関連民事事件、2万5000件の不正競争関連民事事件を審理し、最高人民法院はインターネット上の知的財産権や、営業秘密、懲罰的賠償に関する複数の司法解釈を打ち出すなど、公平に競争できる市場秩序の維持に取り組んでいた。

また、賀氏は外国に関わる事件の公正で効率的な審理を推し進め、国内外の当事者の合法的權益を平等に守ることや、独占対策と不正競争防止に関する司法活動を引き続き強化すること、司法分野の国際交流と実務協力を推進することなど、最高法院の今後の方針を説明した。

（出典：中国法院網 2021年11月17日）

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2021/11/id/6375478.shtml>

★★★4. 北京知識産権法院の設立から7年、知財事件の既済件数が11万件以上★★★

2014年11月、北京知識産権法院（裁判所）が設立され、知的財産権の司法保護強化に向けた専門知財裁判所による司法改革の幕が開いた。7年が過ぎ、同法院は専門的な集中裁判の利点を十分に活用し、高いレベルの知財裁判機関の整備、司法制度によるイノベーションの支援、世界の知財訴訟「選択優先地」の構築に取り組み、積極的な成果を手にした。知財事件の年間受理件数は2015年の9191件から今年の約2万6千件まで増え、累計既済件数が11万件以上に上ったという。

北京知識産権法院の宋魚水副院長によると、同法院は全国知的財産権判例指導研究基地として、営業秘密保護の強化、懲罰的賠償制度の適用、独占禁止法の司法審査などに関する立証基準や司法提案を発布している。

10月29日、北京知識産権法院は営業秘密に対する保護を強化するため、「営業秘密侵害民事事件訴訟立証基準」を発表した。4つの部分と11の側面から、営業秘密侵害事件における権利侵害行為や手続き事項などの立証について詳細な規定が設けられている。

（出典：最高人民法院公式サイト 2021年11月12日）

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-331311.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 国家市場監督管理総局、偽物食品などの一斉廃棄処分を全国で実施★★★

11月18日、国家市場監督管理総局の主催により、偽物食品や劣悪食品の一斉廃棄処分が全国で実施された。天津のメイン会場と河北、山西、上海、浙江、安徽、広東、重慶、四川に設けられた8つのサブ会場で、酒や飲料水、粉ミルク、食用油など約925トン、総額3000万元の偽物・劣悪品が廃棄処分された。

国家市場監督管理総局と国家公安部、農業農村部を含む国の複数の部門は昨年10月、農村の偽物食品や劣悪食品を取り締まる特別行動を開始した。全国範囲で一年にわたって実施した同特別行動において、全国の市場監督管理部門は合わせて16万2000件の違反事件を摘発し、この中で犯罪の疑いがある2317件を公安機関に移送したという。

（出典：中国打撃侵權工作網 2021年11月22日）

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/ywdt/202111/361997.html>

【その他地域】

★★★1. 貴州省、1～9月の知財侵害・模倣品摘発活動で目覚ましい成果★★★

貴州省の知的財産権侵害・模倣品摘発活動指導グループの各加盟機関は今年に入って、重点分野に焦点を絞り、共同エンフォースメントや行政・司法の引き継ぎを強化するなどして、摘発件数も制裁金の総額も大幅に向上し、目覚ましい成果を上げた。

1～9月、貴州省の各行政法執行機関は合わせて5062件の知的財産権侵害・模倣品事件を摘発し、前年同期に比べて32.2%増加し、制裁金総額は同35.57%増の約2476万人民币元であった。公安機関は147件の知財侵害事件を摘発し、245人の容疑者を逮捕した。

検察機関は137件の知財関連犯罪事件で210人の容疑者の逮捕を批准し、183件で351人を提訴した。裁判所は225件を受理し、266人に判決を言い渡した。

（出典：中国打撃侵權工作網 2021年11月23日）

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dfdt/202111/362196.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 農業関連技術、中国の外国特許出願率が主要 22 カ国で最下位★★★

中国農業農村科学技術発展サミットフォーラムがこのほど、北京で開催された。サミットでは中国農業科学院が作成する「中国農業科学技術論文と特許グローバル競争力報告書」の 2021 年版が発表された。報告書によると、現在、中国の農業科学技術論文の発表件数と特許の出願件数はいずれも世界トップである一方、分野毎の論文の影響力を示す CNCI (Category Normalized Citation Impact) に関しては世界 16 位に留まっており、特許成果の実用化や特許の質、保護などについても早急にレベル向上させる必要があることがわかった。

報告書によると、今年度、中国は 16 万 1113 件の論文発表件数で世界一となり、調査対象となった 22 カ国全体の 26.35% を占め、特許出願件数も世界最多の 63 万 9225 件、全体の 60.85% を占めている。

一方、外国での特許取得状況を見ると、2016～2020 年、22 カ国の外国特許出願の平均比率は 28.76% で、そのうち、中国 (4.39%)、ブラジル (23.25%)、韓国 (23.74%)、インド (45.51%)、メキシコ (48.37%) を除いて、他の国の外国特許出願率はいずれも 60% 以上であり、中国は同ランキングで最下位だった。

PCT に基づく国際特許出願の比率から見ると、2016～2020 年、22 国の平均比率は 5.45% で、スウェーデンが 21.1% で世界一、続いてはスペインとイスラエル。中国は 0.66% で、22 カ国の中では最下位となった。

(出典：中国保護知識産権網 2021 年 11 月 23 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zi/202111/1966458.html>

○ 統計関連

★★★1. 「安徽の高価値特許の現状と分析」報告書が発表 総合実力は国内 8 位★★★

11 月 21 日、世界製造業大会の平行フォーラムとして、「新興産業の知的財産権発展と保護」をテーマに開催されたフォーラムで、「安徽の高価値特許の現状と分析」報告書が発表され、安徽省の知的財産権の総合実力は国内 8 位であることがわかった。

安徽省知的財産権事業発展センターが発表した同報告書によると、安徽省の戦略的新興産業分野の有効特許は近年急増しており、昨年末に 1 万 9000 件に達した。次世代情報技術とバイオ産業の有効特許件数が最も多く、一方、全国に占めるシェアで見れば新エネルギー車に関わる有効特許が 8.5%～9% を維持し、最も優位性のある産業となっている。

存続期間が 10 年以上の有効特許は 54.6% の年平均成長率で増加し、国内 2 番目の速さを誇っている。また、昨年の特許担保融資が 906 件、総額 79 億 1200 万元に達し、国内 5 位にランクインした。

(出典：中国保護知識産権網 2021 年 11 月 22 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zi/202111/1966392.html>

○ その他知財関連

★★★1. 中国と EU が植物新品種保護の意識向上に関するシンポジウムを開催★★★

中国 EU 植物新品種保護協力計画に基づき、中国 EU 知的財産権協力プロジェクト (IPKey) と国際植物新品種保護連盟 (UPOV) が支援し、EU 植物品種庁 (CPVO) と中国国家林業・草原局、農業農村部が共催する「2021 年植物新品種保護意識向上国際シンポジウム」が 11 月 8 日、オンラインで開催された。

中国の植物新品種保護意識の向上促進が趣旨とされる今回シンポジウムに、国際植物新品種保護連盟のカウンセルを務める Yolanda Huerta 氏が出席し、「植物の新品種の保護に関する国際条約」の重要な内容と改正作業の進捗状況を説明した。また、関係者から植物新品種申請のデジタル化や外国での植物新品種保護活動などが紹介された。

国家林業・草原局は植物新品種の保護を高く重視しており、育成者権の保護、イノベーションの奨励を林業、草原関連事業の高品質な発展を推し進める重要な原動力と位置付けている。今回シンポジウムの開催により、法制度や審査体制、社会意識などの面で中国の植物新品種保護活動を促進することが期待されている。

(出典：国家知識産権戦略網 2021 年 11 月 23 日)

<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=53134>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト : <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。) により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved